

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会第3回常任委員会

青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026

翔けろ未来へ縄文の風に乗って

第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会



日時：令和8年7月22日（水） 午後1時30分から

場所：五所川原市中央公民館 第一会議室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会 第3回常任委員会 次第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 報告事項

報告第1号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会
常任委員の変更

報告第2号 協賛について

報告第3号 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市ボランティアの募集状況等について

報告第4号 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市炬火イベントについて

4 審議事項

議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市遺失物・拾得物取扱要項の改正について

議案第2号 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市競技会場管理運営要項（案）

議案第3号 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市旅費等支給規程（案）

議案第4号 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市斡旋弁当について

5 閉 会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会常任委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会則第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 27 日から令和 8 年 7 月 22 日までの間における青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会常任委員の変更について、次のとおり報告します。

所属機関・団体名、役職	新任者	前任者
青森県高等学校長協会西北地区会	杉森 晋	三和 聖徳
一般社団法人西北五医師会 会長	神村 典孝	佐藤 充
五所川原市消防本部 消防長	斎藤 文裕季	黒川 隆二
五所川原市経済部 部長	片山 善一朗	川浪 治
五所川原市福祉部 部長	山内 かおり	片山 善一朗
五所川原市農業委員会 事務局長	外崎 経明	一戸 武二

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ協賛について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会への令和8年7月21日までの間における協賛について、次のとおり報告します。

協賛者名	協賛物品	総額(相当額)
赤十字奉仕団五所川原分団	ポケットティッシュケース	¥80,000
齊藤 忠大	イラスト	¥50,000

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市ボランティアの 募集状況等について

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市実行委員会への令和8年7月21日までの間におけるボランティアの募集状況等について、次のとおり報告します。

1 ボランティア登録数

個人 6人

団体 5団体 約39人

2 ボランティア配置計画

区分	主な活動内容	対応人数 (日)
受付・会場案内	競技会場における受付・案内及び資料配布	5
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布及び空き箱等の回収	2
会場整理	競技（練習）会場における来場者の誘導、施設保全	4
環境美化	競技会場内外の清掃・美化	4
その他	上記の他競技運営に関する活動	1

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市炬火イベントについて

令和8年5月19日（土）に競技会場である五所川原市民体育館、菊ヶ丘運動公園にて青の煌めきあおもり国スポ五所川原市炬火イベントを開催しました。市内小中高校から公募した14人の生徒児童による炬火リレーが行われました。



マイギリによる火おこし



起こした火種を焚き火台へ集火



次世代へのリレー



児童生徒による炬火リレー



炬火台への点火



炬火イベント集合写真撮影

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市遺失物・拾得物取扱要項の一部改正（案）

令和 7 年 5 月 1 2 日付青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会第 1 回常任委員会にて審議した標記について、下記のとおり改正するものです。

記

（理由）

青森県警と協議し、遺失物・拾得物の取扱いについて、運営の取扱いについて一部改正するもの

改正後	改正前
3 届出の処理 （2）遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）の提出を受け、遺失物一覧簿（様式第 6 号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して<u>遺失物届出書の受理番号を伝え、五所川原警察署へ電話又はインターネット等により届け出ることができる旨教示する。</u> 4 遺失物の返還及び拾得者への通知 （1）遺失物届出書（様式第 5 号）の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。 <u>また、当該遺失物に係る拾得者の報労金請求権等の権利について説明するとともに、拾得者がその権利を放棄していない場合は、遺失者に対し報労金等の支払い義務について説明する。</u> （2）遺失<u>者</u>の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第 8 号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、代理人から署名を受ける。 <u>なお、遺失物が高額な物件等ではなく、拾得者が当該遺失物に係る報労金請求権等の権利を放棄している場合は、代理人への権限の委任を遺失者へ電話確認することで、委任状が提出されたものとみなす。</u>	3 届出の処理 （2）遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）の提出を受け、遺失物一覧簿（様式第 6 号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、<u>所轄警察署へ届け出るよう説明する。</u> 4 遺失物の返還及び拾得者への通知 （1）遺失物届出書（様式第 5 号）の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。 （2）遺失<u>物</u>の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第 8 号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

(1) 実施本部は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、実行委員会事務局に引き継ぐ。ただし、実施本部は、拾得した日から起算して7日以内に五所川原警察署に引き継ぐ必要があることから、この時期を失しないように留意しなければならないものとする。

(2) 実行委員会事務局は、実施本部から引き継いだ遺失者が判明しない物件を拾得の日から起算して7日以内に拾得物受理書（様式第1号）の写しと拾得物届出書（様式第10号）を添えて五所川原警察署に引き継ぐものとする。

(3) 実行委員会事務局は、拾得物を五所川原警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、五所川原警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を五所川原警察署に伝える。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

(1) 実施本部は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、実行委員会事務局に引き継ぐ。ただし、実施本部は、拾得した日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があることから、この時期を失しないように留意しなければならないものとする。

(2) 実行委員会事務局は、実施本部から引き継いだ遺失者が判明しない物件を拾得の日から起算して7日以内に拾得物受理書（様式第1号）の写しと拾得物届出書（様式第10号）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。

(3) 実行委員会事務局は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に伝える。

※下線部分は改正部分

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市競技会場管理運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポにおける会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、本市会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において「会場」とは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場、練習会場及び関連施設（休憩所、通路、売店、駐車場、おもてなしのために実行委員会が使用するエリア等の施設を含む。）をいう。

3 管理運営者

この要項に基づく会場の管理運営者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

4 業務の処理

この要項に基づく業務の処理は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実施本部及び実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

5 持込禁止物

入場者等は、会場に次に掲げる物（模造品及び類似品を含む。）を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- （1）銃器類
- （2）刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- （3）クロスボウ（通称：ボウガン）等
- （4）毒物、劇物その他有害物質
- （5）発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- （6）石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
- （7）競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- （8）塗料類（ペンキ類）
- （9）スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- （10）無線通信機器（携帯電話、スマートフォン等の携帯端末を除く。）
- （11）ドライアイス
- （12）動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬をいう。）を除く。）
- （13）投てき等により危害を与えるおそれのある物
- （14）通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物

- (15) 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（航空法により人が集まる場所での飛行を禁止されている物（ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等））
- (16) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又は競技会の運営若しくは進行を妨げ、又はこれらのおそれのある物

6 禁止行為

入場者等は、会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 立入りを制限され、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観戦席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損し、若しくは破損し、又は正当な理由なく操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫し、威圧し、侮辱し、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 選手等、大会関係者との面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で喫煙すること。
- (8) 所定の場所以外でごみその他の汚物を廃棄すること。
- (9) 所定の場所以外に酒類を持ち込み、及び飲酒すること。
- (10) アルコール等により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (11) 所定の場所以外に車両若しくは自転車を乗り入れ、又は駐車若しくは駐輪をすること。
- (12) 電熱器、ガス器具その他これらに類する火気器具を使用すること。
- (13) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (14) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等をすること。
- (15) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (16) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒に当たる行為をすること。
- (17) 競技会場に正当な入場券等を所持せず入場し、又は入場しようとする事（入場券等を不要としている場合を除く。）。
- (18) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
- (19) 撮影を制限し、又は禁止した区域で写真若しくは映像を撮影すること。
- (20) 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（航空法により人が集まる場所での飛行を禁止されている物（ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等））を飛行させること。
- (21) 他人の通行や観覧の妨げになる行為をすること。
- (22) その他会場秩序の保持及び競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はこれらのおそれのある行為をすること。

7 その他の遵守事項

入場者等は、会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (2) 指定された場所において観戦し、職員から席の移動を求められたときは、これに従うこと。
- (3) 実行委員会が手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに協力すること。
- (4) 職員に入場券、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (5) ADカードを所持する者は、ADカードを明確に見える場所に着用し、職員や実行委員会の委託する警備員の求めがある場合は、これを提示すること。

8 入場の制限等

- (1) 会長は、この要項に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、会場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。
- (2) 会長は、競技会の安全な運営のため必要と認められるときは、会場への入場制限を実施することができる。

9 その他

この要項に定めるもののほか、会場の管理運営について必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市旅費等支給規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、五所川原市で開催する青の煌めきあおもり国スポの大会運営従事者に対して支給する交通費、諸費および宿泊費（以下「旅費等」という。）について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第 2 条 大会運営従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象者は、次のとおりとする。ただし、支給対象者であっても、別に旅費等の支給を受ける場合については、この限りではない。

- （１）競技役員
- （２）競技補助員および引率者
- （３）その他、旅費等の支給に対して、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）会長が認めたもの

（支給対象期間）

第 3 条 支給対象者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象期間は、次のとおりとする。

- （１）競技日および練習実施日
- （２）国スポ開催準備に係る期間
- （３）前号に掲げるもののほか、実行委員会会長が必要と認める期間

（支給額）

第 4 条 支給する旅費等の支給額は、予算の範囲内で、別表に定めるとおりとする。

ただし、実行委員会が支給対象者を計画輸送等で輸送した場合は、その輸送した区間については交通費を支給しない。

（支給事務）

第 5 条 旅費等は、競技団体へ一括して支給することができるものとする。旅費等の支給事務は、競技団体に委託することができるものとする。

（その他）

第 6 条 この規程に定めのない事項については、実行委員会会長が別に定める。

別表（第 4 条関係）

対象者	支給区分		支給額	説 明
競 技 役 員	交 通 費	市 内	支給しない	
		市 外	実費相当額	居住地の最寄りの市町役場（本庁もしくは支庁）からの最寄り駅（私鉄駅を含む。）から五所川原駅までの往復運賃を支給する。ただし、経路から鉄道を除く旅行が効率的であると実行委員会が認めた場合は、船賃、航空賃、バス賃、車賃により算出することができる。なお、車賃の額は1キロメートルにつき25円とする。
		県 外		
	諸 費		定 額	1人1日当たり2,200円を支給する。 実務を伴わない移動のみの場合は、支給しない。
	宿泊費		実費相当額	宿泊費は、青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項に基づき、宿泊施設ごとに決定した1泊2食の料金とする。なお、宿泊費については、合同配宿センターが指定する宿舎に宿泊しなかった場合、上記の料金を上限とし、実費相当額を支給する。 宿泊費の支給は、県外役員に限り支給する。ただし、競技運営上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
競 技 補 助 員 お よ び 引 率 者	交 通 費	市内在校	支給しない	
		市外在校	実費相当額	在学地の市町役場（本庁もしくは支庁）から競技会場までの往復運賃を支給する。
	諸 費		支給しない	
	宿泊費			

※ 実行委員会が計画輸送を行う場合、計画輸送を行う区間の交通費は支給しない。

（ 参 考 資 料 ）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会常任委員会委員名簿

N0	役職	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	委員長	市関係	五所川原市	市長	佐々木 孝昌
2	副委員長	市議会	五所川原市議会	議長	木村 清一
3		市関係	五所川原市	副市長	鎌田 寿
4		市教委	五所川原市教育委員会	教育長	原 真紀
5		スポーツ関係	一般財団法人五所川原市スポーツ協会	会長	飛嶋 克好
6		産業・経済関係	五所川原商工会議所	会頭	木村 重介
7		医療・福祉関係	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	会長	乗田 孝一
8		宿泊・観光関係	一般社団法人五所川原市観光協会	会長	中山 佳
9	委員	スポーツ関係	青森県バレーボール協会	会長	大瀬 良一
10		スポーツ関係	五所川原市バレーボール協会	会長	長尾 篤仁
11		スポーツ関係	一般財団法人五所川原市スポーツ協会	専務理事	小林 耕正
12		学校関係	五所川原市小中学校長会	会長	森 靖
13		学校関係	青森県高等学校長協会西北地区会	会長	杉森 晋
14		医療・福祉関係	一般社団法人西北五医師会	会長	神村 典孝
15		医療・福祉関係	つがる総合病院	院長	坂本 十一
16		医療・福祉関係	北五歯科医師会	会長	津島 克正
17		警備・消防関係	五所川原警察署	署長	成田 卓哉
18		警備・消防関係	五所川原市消防本部	消防長	斎藤 文裕季
19		市関係	五所川原市総務部	部長	川浪 生郎
20		市関係	五所川原市財政部	部長	佐々木 崇人
21		市関係	五所川原市民生部	部長	三橋 大輔
22		市関係	五所川原市経済部	部長	片山 善一郎
23		市関係	五所川原市福祉部	部長	山内 かおり
24		市関係	五所川原市建設部	部長	古川 清彦
25		市関係	五所川原市上下水道部	部長	平野 聡史
26		市関係	五所川原市教育委員会	部長	藤原 弘明
27		市関係	五所川原市選挙管理委員会事務局	事務局長	鳴海 新一
28		市関係	五所川原市農業委員会事務局	事務局長	外崎 経明
29		市関係	五所川原市議会事務局	事務局長	工藤 義人

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、五所川原市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 競技会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他大競技会を開催するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 五所川原市を代表する者
- (2) 五所川原市の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、五所川原市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に議案を送付し、書面をもって表決を求めた結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第 12 条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

（3）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第 8 条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第 4 章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第 13 条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

（事務局）

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 財務及び会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 16 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 19 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。

2 実行委員会の令和 6 年度における会計年度は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和 7 年 3 月 31 日までとする。